

施設基準変更に伴うご請求金額改定に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度川崎七福診療所は、過去1年間において一定の緊急往診数や在宅看取り数などの実績を有する機能強化型在宅療養支援診療所、ならびに在宅緩和ケア充実診療所として、関東信越厚生局長から施設基準認定を受け、11月診療分より、以下の診療点数を算定させていただくこととなりました。これにより、医療保険の自己負担割合が1割の方で80円～500円、3割の方で240円～1,500円の増額となります。

●毎月のご請求に関する点数

診療点数名称	2020年10月まで	2020年11月～	増減
在宅時医学総合管理料	4000点	4500点	+500点
在宅時医学総合管理料・難病等※	4900点	5400点	+500点
施設入居時等医学総合管理料(1人)	2825点	3125点	+300点
施設入居時等医学総合管理料(2～9人)	1510点	1660点	+150点
施設入居時等医学総合管理料(10人～)	1056点	1131点	+75点
施設入居時等医学総合管理料(1人)・難病等※	3525点	3825点	+300点
施設入居時等医学総合管理料(2～9人)・難病等※	2810点	2960点	+150点
施設入居時等医学総合管理料(10人～)・難病等※	2456点	2531点	+75点

(*)末期がんや指定難病などの疾患に罹患している状態または人工呼吸器、気管カニューレの使用、人工肛門・人工膀胱の管理、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿などの処置を実施している状態

●対象診療行為に対して発生する点数

診療点数名称	2020年10月まで	2020年11月～	増減
緊急往診	1445点	1570点	+125点
夜間・休日往診	2095点	2320点	+225点
深夜往診	3095点	3320点	+225点
ターミナルケア加算	5250点	6500点	+1250点
在宅がん医療総合診療料	1605点	1800点	+195点

これからも、皆様により質の高い医療サービスを提供できますよう職員一同努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

謹白

なお、本件に関してご不明点などございましたら、お手数ですが下記連絡先までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〒210-0846

神奈川県川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル4F

医療法人社団招福会 川崎七福診療所

TEL 044-329-1122 FAX 044-329-1125

事務長 中川 英治



川崎七福診療所